

第6次山ノ内町総合計画 前期計画 施策検証シート

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）										
具体的な施策		主な取り組み		前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価		進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画(R8～R12)に向けた改善点・展開方針	担当係
第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり										
1. コミュニティ				総合評価		A				
（1）コミュニティ意識の醸成	コミュニティ意識の醸成	■町民全体の連帯感の醸成を図るため、夏まつりの継続や地域づくり事業の支援を通じ、住民自らが行う地域づくりに対する意識の高揚を図ります。	新型コロナウイルスによる中断もあったが、アーティストステージやキッチンカー、環境に配慮したイベントにするなど、新しい取り組みとともに、踊りや体験ブースも実施し、夏まつりを開催しました。（平成30年度：2,200名→令和6年度：3,200名）145%		100%	a	継 続	町民や観光客が楽しめる夏祭りを継続していきます。		地域創造係
		■広報やホームページ、SNS等を活用したコミュニティ意識の醸成を図ります。	広報やホームページの他、公式LINEを導入し、町の情報を発信するなどコミュニティ意識の醸成を図りました。（令和3年開始→令和6年度5,748名）					デジタル技術の浸透に沿いながら、情報発信手段を導入します。		総務係
		■転入者や若年世帯に対し、コミュニティ活動への積極的な参画を促すとともに行政情報の提供などを行い、地域の一員としての意識付けを図ります。	公式LINEやSUGUメールなどにより、町の情報を発信しました。LINE（令和3年開始→令和6年度5,748名）SUGUメール（1,690名）人口カバー率67.2% 目標40% 168% 移住検討者に、区の役割やコミュニティ活動について説明し加入を促しました。					デジタル技術の浸透に沿いながら、情報発信手段を導入します。		地域創造係
	若年層に向けた意識啓発	■若い人たちがまちづくりなどの会議に参加しやすい広報や募集方法を検討し、会議では意見の言える雰囲気づくりを図ります。	町長と語る会や、学校統合の会議ではではオクレンジャーでの通知やPTAの会議に合わせる、後期計画策定では若者ミライ会議の開催など、若い人の意見を集める活動を行いました。		100%	a	継 続	継続して、若者が町に意見を伝えられる場を作ります。		地域創造係
■地域や学校、または地域と学校等が連携し、子どもたちや若い人が地域住民とふれあう機会の創出に努めます。		雪白米やりんごの栽培や販売を通し子どもと地域につながる活動を行いました。（3小学校：雪白米・南西小：りんご）		子どもと地域住民の触れ合いの場として、雪白米やりんごの栽培・販売について継続していきます。				地域創造係		
（2）コミュニティ活動の充実	コミュニティ活動の支援	■地域内で行うコミュニティ活動や地域活性化事業には、補助金等により支援を行い、地域の自主的な活動のサポートを図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）		100%	a	継 続	引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。		地域創造係
		■町民の自主性と自発性に基づく、コミュニティ活動への参画を促進するため、コミュニティ活動のための情報提供に努めるとともに、関係人口の創出を支援します。	広報で、地区のお祭りや行事の紹介を行いました。（R3～R6：15回）					各コミュニティの情報や活動について発信します。		地域創造係
	ボランティア活動の促進	■ボランティア活動の中心となっているつつみ住民活動センターを拠点として、ボランティア活動への参加意識の醸成を図り、活動支援を行います。	つつみ住民活動センターへの負担金を通じ活動支援を行いました。（各年195万円）		100%	a	継 続	引き続き、つつみ住民活動センターへの補助金を通じ活動支援を行います。		地域創造係
2. 町民参加				総合評価		A				
（1）協働のまちづくりの推進	協働意識の醸成	■役割による負担感を減らしながら、協働意識の醸成を図ります。	区長の各委員会等への役員を分散しました（12／42）。配布物の削減について検討を始めました。		60%	b	拡 充	情報技術の活用により文書配布の省力化をするなど、役割の軽減を行います。		総務係
	協働の仕組みづくりの推進	■町政参画と協働の拡充につながる新たなルール、仕組みづくりの推進を図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）		100%	a	見直し	ネットの活用を進めるとともに、町民同士が集まる場所の設定や、共同につながる取り組みについて検討します。		総務係
		■協働によるまちづくりに若者の声を反映させるため若者の参加呼びかけを強化します。	町長と語る会や、学校統合の会議ではオクレンジャーでの通知やPTAの会議に合わせ、後期計画策定では若者ミライ会議の開催など、若い人の意見を集める活動を行いました。					継続して、年に数回若者が町に意見を伝えられる場を作ります。		総務係
	町民団体の活動促進	■町民活動団体の育成・支援と協働事業の効果的な連携・協力を図ります。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）		100%	a	継 続	引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。		地域創造係
	地域コミュニティ活動の支援	■地域コミュニティで自主的活動を行っている各種団体、グループへの支援に努めます。	地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図りました。（R3～5：2件、R6:3件）		100%	a	継 続	引き続き、地域活性化事業支援補助金や、協働のまちづくり推進事業支援補助金を通じ、地域活動のサポートを図ります。		地域創造係
■地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たなまちづくり活動を支援します。		活用分野を広げるため職員向けの研修を行ったほか、制度の有効活用するため募集伴走支援の利用を開始しました。		募集伴走支援、おためし協力隊制度を活用し、地域課題解決に寄与できるような人材を呼び込みます。				移住国際交流係		
（2）情報共有の充実	情報提供の充実	■広報誌やホームページ、SNS など多様なメディアを活用し適正かつ迅速な行政情報の提供に努めます。	令和3年5月のLINE公式アカウント開設をはじめ、各種SNS（Facebook、Instagram、Twitter、YouTube）を積極的に活用しながら、特に若い世代に向けた情報発信の工夫に努めました。		60%	b	継 続	今後想定される戸別受信器の廃止や文書配布業務に係る省力化（省資源化）等を視野に、全世代（特に高齢者）を対象としたインターネット活用による情報伝達方法の工夫について検討を進めます。		総務係
		■情報を発信する対象となる方に伝わる情報提供の方法を検討します。	各種情報の発信方法や伝達内容について、対象者（情報を届けたい方）に的確かつ迅速に伝えられるよう工夫に努めてきましたが、町民満足度では約30%弱について「やや不満・不満・未回答」としており未だ課題はあると考えています。					情報伝達の方法（紙媒体or電子媒体）、対象（全世代or一部世代）、内容（要保存or保存不要）をより明確にしたメリハリある発信に努め、効果的で迅速な情報提供に引き続き取り組みます。		総務係
	広聴活動の充実	■目的に沿った地域での懇談会の開催や、町民と広聴体制を構築するとともに、パブリックコメント制度など広聴活動の充実を図ります。	町民と町長がテーマに沿って語り合い、まちづくりについて一緒に考える座談会として「町長と未来について語ろう会」を令和5年から実施しており、中・高・大学生の参加も歓迎することで様々な世代から広く意見を聴く場としています。		70%	b	継 続	意見箱、アンケート調査、パブリックコメント、懇談会など、広聴に係るコンテンツの充実は図られているため、今後はより多くの町民を広聴活動を通じた町政参画へと促すための意識醸成等に取り組んでいきます。		総務係
		■懇談会等に若い方の意見を求める場合には、参加し意見を言いやすい方法をとるほか、最善の方法で通知を行います。	町公式LINEを通じたハザード報告の仕組みをはじめ、従来の口頭・電話やメール等以外による意見伝達方法を構築するなど、若い世代の方からの意見聴取の工夫について検討しました。					SNS等の利用に不慣れな高齢世代等にも配慮しながらも、若い世代を対象としたSNSを活用した意見聴取をさらに充実させる取り組みを進めます。		総務係
		■議会報告会を開催し、住民からの意見・要望等を集約し議員活動の充実を図ります。	コロナ禍では議会だより誌上による活動報告であったが、R5～R6では各地区での報告会を開催し、住民との意見交換会を通じ、意見・要望を直接いただくことにより、議員活動へ反映することが出来ています。					多くの住民に参加していただけるよう開催日時や曜日等工夫をし、継続していきたい。		議会事務局
	適正な情報公開の推進	■町の公式な会議である議会や審議会等を公開し、その会議等の状況を明らかにすることにより、町政に対する町民の理解を深め、開かれた町政の推進を図ります。	「山ノ内町審議会等の会議の公開に関する要綱」に則り、各種審議会等の会議を公開により開催するとともに、その審議状況や結果等について公表することで、開かれた町政の推進に努めました。		70%	b	継 続	町政に対する町民の関心・理解を高め、町民参加をさらに促していくために、引き続き審議会等の公開制度による情報共有に取り組みます。		総務係
■行政情報の適正な管理と個人情報保護に配慮した情報公開と提供を図ります。		個人情報保護や情報セキュリティの観点から必要な研修等を定期的に行いながら、行政情報の適正管理と情報公開・情報提供の推進に努めました。		個人情報保護や情報セキュリティに配慮した情報公開・情報提供は、町政に対する町民の理解の深化につながることから、引き続き適正な取り組みに努めます。				総務係		

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）

具体的な施策		主な取り組み	前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価	進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針	担当係
第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり								
1. 行政サービス			総合評価 B					
（1） 窓口サービスの充実	窓口サービスの充実	■行政手続のデジタル化を基本とした行政手続きの簡略化やワンストップサービスの確立を目指し、更なる住民サービスの向上を図ります。	行政手続きの電子申請化を進めました。（令和3年0件→令和6年72件）目標5件 1440%	70%	b	継 続	引き続き、電子申請の推進を行い、「書かない」「行かない」役場を目指します。	地域創造係
		■担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより接遇の向上を図ります。	窓口を有する部署の該当職員に対し、初任者研修から経験者研修まで階層に応じた専門研修を積極的に受講するよう促し、職員一人ひとりの専門知識の向上を図りました。また、一業務を二人で担当する正副担当制やすべての係員が処理できるスタッフ制の考えを継続し、窓口サービスの充実に努めました。				限られた人員の中で窓口サービスの充実を図るためには、これまでと同様の取り組みをしっかりと継続していくことが必要であると考えています。	総務係
	電子自治体サービスの充実	■公共施設の利用予約や行政手続きのデジタル化の拡充検討を進めます。	行政手続きの電子申請化を進めました。（令和3年0件→令和6年72件）目標5件	100%	a	継 続	引き続き、電子申請の推進を行い、「書かない」「行かない」役場を目指します。	地域創造係
		■マイナンバーカードの取得促進とカードにより利用可能な各種サービスの拡充に合わせ、更なる利便性の向上を図るとともに、利用の推進を図ります。	健康診断に合わせた申請サポートや夜間・休日交付などを実施し、取得促進を図りました。				引き続き、夜間・休日交付や広報誌等により取得促進を図ります。	住民環境係
		■情報システムが便利になる一方、システムが複雑化し職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高める必要があります。より安全な情報管理と運用に努めるとともに、セキュリティインシデント対応計画に沿った適正な運用を図ります。	山ノ内町行政情報セキュリティポリシーを時代に即した形に更新し、全職員へのセキュリティ研修、個人情報扱う職員にはより高度な研修を行いました。（全職員：年1回・個人情報取り扱い職員：年1回）				引き続き必要に応じて、セキュリティ研修を行っていきます。	地域創造係
（2） 職員の資質向上の推進	職員資質の向上	■職員研修により、町職員としての義務と責任の理解や意識の向上、専門知識や技能の習得、派遣での情報収集や発信を行える人材育成体制を構築して職員資質の向上を図ります。	長野県市町村職員研修センター主催の各種研修会には積極的に職員を受講させるとともに、これを補う分野について町主催の独自研修も開催しながら、職員の意識向上や知識・技術習得を図りました。	50%	c	継 続	限られた人員の中、多様化・複雑化する業務への対応力を高めるため、引き続き積極的にタイムリーな内容の研修受講を職員に促していきます。	総務係
		■中央府省庁、県、広域連合、民間団体への研修派遣や人事交流を積極的に推進し、社会や経済の動きに対応する人材育成を図ります。	期間中、環境省、長野県（総務部・企画振興部・観光スポーツ部）、長野県市町村総合事務組合、長野県地方税滞納整理機構、北信広域連合、山ノ内町観光連盟、山ノ内まちづくり観光局に職員を派遣しました。				職員数の関係上、「相互の人事交流」を基本に、引き続き人材育成のための研修派遣に取り組みます。	総務係
		■人事評価制度の見直しにより、公平で客観的な業績評価・能力評価を行い、昇格・昇給に反映し、職員の自己啓発意欲を高めるとともに、人材育成を図ります。	より公平・客観的で有益な評価制度を構築するため、抜本的な見直しを前提に調査研究を進めました。期間中に具体的な成果を上げることはできませんでした。				「能力・実績主義の人事管理」「職員の人材育成と組織力の向上」を目指す人事評価制度について喫緊に見直しが必要な状況であり、新評価制度の構築に向けた取り組みを鋭意進めます。	総務係
2. 行財政運営			総合評価 A					
（1） 行政経営の効率化	適切な行政経営の推進	■「山ノ内町行政改革大綱」を継続策定し、スリムで効率的な行政経営、持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、町民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に努めます。	第7次町行政改革大綱（R4～R8）に基づき40項目の取り組みを掲げ、行政改革実施計画の策定により毎年進捗管理を行い、適切で効率的な行政運営に努めました。	100%	a	継 続	R9年度からの第8次行政改革大綱（R9～R13）を策定し、引き続き実施計画との連動を図りながら進捗管理を行います。	財政係
	組織の合理化・効率化	■事務事業の見直しとともに、行政需要に対応した組織機構の見直しと庁内プロジェクトチームの活用など横断的対応による効率化、合理化を図ります。	行政改革推進本部では、毎年抽出した事業の事務事業評価を行い事業の見直しを図るとともに、行政サービスの多様化等に併せ組織機構の見直しを検討しました。	90%	a	継 続	事務事業評価を継続し、選択と集中を基本に業務のスリム化を図ります。また、組織機構の効率化を進めるとともに、出来る限り業務の外部委託など進めていく必要があります。	財政係
	職員の適正管理	■定員適正化計画を改定し、計画に基づく職員の階層別・年齢別の平準化と職員数の適正管理を図ります。	高度多様化する住民ニーズへの的確な対応、社会変化に適応したきめ細かな行政サービスの提供がこれまで以上に求められる中、職員数は第3次計画の目標値を上回っている状況ですが、社会人経験者の積極的採用により年齢構成の平準化と即戦力につながる人材確保は進んでいます。（令和7年度中に第4次計画の策定を予定）	60%	b	継 続	第4次計画に沿って引き続き職員数の適正管理を図ります。（職員数抑制は基本方向としながらも、一方では町を取り巻く情勢や組織の現況を踏まえ、時代に即した組織の在り方と職員数の適正化について十分検討を行った第4次計画を策定します）	総務係
		■民間経験者、実務経験者など社会人枠や就職氷河期世代の積極的な採用、知識や経験が豊富な人材の採用、障がい者の法定雇用率の確保など、社会の変化に対応した人材の確保を図ります。	職員採用に係る売り手市場、令和5年から始まった定年年齢の段階的引上げ、慢性的な専門職の不足、障がい者雇用の促進といった職員管理上の課題に対応すべく、職員採用方法の工夫や会年制度の活用などにより適正な人事管理に努めてきました。				これまでの取り組みを継続するほか、職員採用において「選ばれる職場」づくり、職員管理において「中途退職されない（休職されない）職場」づくりにも取り組んでいく必要があると考えています。	総務係
（2） 健全な財政運営	安定した財政運営	■自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効果的に配分し、健全な財政運営に努めます。	財政構造の弾力性を判断する経常収支比率では、公債費や人件費等の増加に伴い目標値を上回っているものの、実質公債費比率及び将来負担率については、目標値を下回っている状況です。	90%	a	継 続	政策的経費に充てる一般財源が限られる中、前例や慣例にとらわれず事業の「選択と集中」を基本とし、引き続き財政指標等を注視しつつ、創意工夫を凝らした財政運営を図ります。	財政係
	自主財源の確保	■納期内納税の推進及び長野県税務所や長野県地方税滞納整理機構等の活用により、徴収体制の強化に努めます。	電話催告により自主納付を促す体制の強化や大口滞納者を優先的に長野県地方税滞納整理機構に移管するなどの取り組みにより、収納率の向上に繋げることができました。	80%	a	継 続	納期内納税推進協議会の活動を通じて、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただく。また、滞納者に対しては、税の公平性の観点から、徹底した財産調査、厳格な滞納処分を行います。	収納係
		■コンビニ収納や、バーコード決済による電子マネーを利用した納付方法等を整備し、時代のニーズに即した多様な納税方法に努めます。	税務システムの標準化により、公金収納にかかる住民の利便性の向上を図ることが出来ました。				公金収納にかかる住民の利便性の向上による公金確保の観点から、より一層の納税環境の向上に努めます。	収納係
		■ふるさと寄附金（ふるさと納税制度）の拡大・促進を図り、安定した収入の確保に努めます。	ポータルサイト、新規返礼品の拡充を図り、R3からR6で約36.6%の寄附金額増としました。				一時的な寄附額増ではなく、安定的に確保できる金額の底上げを図り、引き続き町の魅力をアピールできる返礼品の創出に取り組めます。	移住国際交流係
	公共施設等の適正な管理	■施設ごとの個別施設計画（長寿命化計画）をもとに、メンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減、平準化を目指します。	町公共施設等総合管理計画に基づき、R12年度までに施設面積15%縮減することを目標に施設の廃止に取り組んだ他、施設の長寿命化を計画的に進めトータルコストの縮減を図りました。	80%	a	継 続	個別施設計画に基づき、廃止施設・統合施設・長寿命化施設等、適切かつ計画的に施設管理を進めます。	財政係
		■指定管理者制度を導入している公共施設では、引き続き民間企業等の団体を活用します。	令和5年度に指定管理者の検討・更新が行われ、引き続き7施設を指定管理者にて管理を行うこととしました。				今後も残りの58施設について指定管理者制度に移行できる施設かどうかを検討し、維持管理費の削減を考えながら引き続き指定管理を行っていきます。	管財係
3. 広域行政			総合評価 B					
（1） 広域行政の推進	広域行政の推進	■国や県、北信広域連合等関係機関との連携により、公共公益施設の共同建設及び運用を促進します。	北信広域連合や北信保健衛生施設組合・岳南広域消防組合など一部事務組合との連携継続のほか、令和4年度改訂「第3次北信地域定住自立圏共生ビジョン」（計画期間：令和8年度まで）に掲げられた各種取り組みに加わりながら、広域行政の推進を図りました。	70%	b	継 続	町民の日常生活や経済活動が一段と広域化している現状を踏まえ、広域化によりさらに効率的な行政サービス提供につながる事業、費用削減が見込まれる事業、町・地域全体の活性化が図れる事業については引き続き広域行政を推進していきます。	総務係
		■北信地域定住自立圏構想による「北信地域定住自立圏共生ビジョン」に沿った、人口定住に必要な生活機能の確保に取り組みます。	第三次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みました。				引き続き第三次北信地域定住自立圏共生ビジョンに沿って関係市町村とともに取り組みます。	地域創造係
		推進体制の強化	■北信広域連合等広域行政組織との連携を図り、推進体制の強化に努めます。	既存の推進体制を維持し、その枠組みの中で各種取り組みを継続することはできたが、新たな枠組みによる推進体制の構築（強化）を図るには至りませんでした。	50%	c	継 続	単に複数自治体で連携するだけでなく、より戦略的で持続可能な地域づくりを進めていくことができる枠組みの構築（体制の強化）を目指します。連携する自治体相互の地域課題を明確にした上で、それぞれの強みを活かせる共同事業を検討するなど取り組みを進めます。

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）

具体的な施策		主な取り組み		前期基本計画（R3～R7）の取り組み評価		進捗率	評価判定	次期への展望	第6次後期基本計画（R8～R12）に向けた改善点・展開方針		担当係
第3節 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり											
1. 人権の尊重				総合評価 A							
（1） 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり	「人権尊重の視点」に立った町政づくり	■積極的な接遇や個人の意思や人格を尊重した行政サービスの提供など、職員一人ひとりが基本的職務の遂行に努めます。	職員研修等を通じ、全職員が業務上のあらゆる面において人権尊重を基盤とした職務遂行に努めました。また、職員採用時や採用後の処遇における公正な取扱い、職場内におけるハラスメントや不当差別の防止に努めました。	70%	b	継 続	人権尊重の視点に立った町政運営は今後も継続して進めていく必要があります。職員一人ひとりの意識がさらに深まるよう引き続き取り組んでいきます。	総務係			
		■あらゆる公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進します。	公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を推進しました。				公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進等を通じて、全員参加への環境整備を引き続き推進していきます。	財政係			
（2） 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり	教育・啓発と交流の推進	■町職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員研修の充実を図ります。	町職員一人ひとりの人権意識の高揚を目指し、全職員を対象とした人権同和教育研修を毎年度実施しました。	80%	a	継 続	すべての町職員が人権行政の担い手であるとの自覚のもと、引き続き必要な職員研修を実施していきます。	総務係			
		■保育所・学校において、発達段階に応じた人権・同和教育や主体的な人権学習の促進を図るとともに、保育所職員や教職員、保護者への教育・啓発を推進します。	異年齢交流や、発達段階に応じた副読本「あけぼの」の活用による人権教育を保育園及び学校と連携し、実施しました。また、保護者及び保育所職員や教職員には人権講演会を実施しました。				多様性を尊重し、偏見や差別を助長しない教材を積極的に導入し、包括的な支援をしていきます。	人権政策係			
		■家庭・地域における町民主体の人権学習のための支援及び公民館事業等を通じた人権学習の機会の拡大を図ります。	夏休み親子映画会、地域等による人権・同和教育学習会、オンライン講習による学習を実施しました。				家庭では多様な価値観や文化に触れる場とし、また、地域には公民館事業等を通して人権学習の機会を提供し、人権啓発ビデオを活用した研修等を啓発していきます。	人権政策係			
		■企業に対する研修内容の充実や企業内研修の拡充のための支援・環境整備を推進します。	「企業人権・同和教育推進協議会」により、各企業の啓発を支援し、モデル企業への助成金を交付しました。				企業の人権意識高揚のため、町が実施する人権研修の推進や職場研修の教材選定及び提供等の環境整備を図ります。	人権政策係			
		■あらゆる場において、多種多様な媒体や手段、機会を通じた教育・啓発に取り組むとともに、偏見・差別を体験した当事者との出会いの場や交流の機会を作ります。	やまのうち人権啓発ライブラリーによる動画閲覧を実施しました。				多種多様な媒体や手段、機会を通じた教育・啓発に取り組んでいきます。	人権政策係			
（3） 人権侵害の被害者を救済するまちづくり	相談・支援体制の整備	■庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めます。	庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携し、相談・支援を随時実施しました。	80%	a	継 続	今後も庁内の関係課をはじめ、国や県、関係機関との連携を強化し、相談・支援体制の構築に努めていきます。	人権政策係			
		■様々な手段・媒体による相談対応や職員のスキルアップ、マニュアルの作成等を通じて、相談窓口機能の強化と支援体制の充実を図ります。また、相談窓口や支援制度等の広報の充実に努めます。	相談対応は庁内の関係課と連携し、国や県、関係機関の情報を広報誌の配布等により随時実施しました。				今後も相談窓口機能の強化と支援体制の充実を図っていきます。	人権政策係			
		■人権問題発生後の迅速かつ適切な対応及び被害者一人ひとりに寄り添った支援を行います。	庁内の関係課と連携し、相談者に寄り添った支援を随時実施しました。				今後も被害者一人ひとりに寄り添った支援をしていきます。	人権政策係			
（4） 人権課題別施策の推進	人権課題別施策の推進	■施策方針1～3における取組を基盤に、あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進します。	人権三団体と共に、あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護の推進を図りました。	80%	a	継 続	あらゆる人権課題の解消、差別撤廃・人権擁護を推進していきます。	人権政策係			
（5） 平和のまちづくりの推進	平和教育の推進	■中学生の平和記念式典参加や学習会の開催など平和教育の推進を図ります。	広島市の平和記念式典へ中学生を派遣するとともに、町戦没者追悼式に参加してもらい、得た学びを後世に伝えて貰っています。	80%	a	継 続	引き続き平和教育の推進を図ります。	学校教育係			
	平和意識の高揚	■戦没者追悼式や人権尊重の趣旨に基づいた各種講座等の開催により意識の向上を図ります。	S58年に平和の町宣言を行い、S61年から毎年戦没者への追悼と恒久平和を願い、戦没者追悼式を実施しています。H21年度からは町遺族会の慰霊法要と同日に開催を行っています。核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取り組みを行う平和首長会議に加盟しています。	80%	a	見直し	継続して恒久平和への願い・実現に向けて活動を行います。	福祉係			
		■平和首長会議への参画や交流事業を通じて、内外に町の姿勢を発信するとともに意識の向上を図ります。	平和首長会議への参画はできなかったが、「平和の町宣言」の精神により、その理念に基づいた行動をしました。				関連課と連携しながら、平和意識を高め、平和を創造するまちづくりに取り組みます。	人権政策係			
2. 男女共同参画社会				総合評価 A							
（1） 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	意識改革のための教育・啓発の推進	■行政、保育園・学校、家庭、企業、地域などあらゆる立場の町民に対し、研修や広報啓発を通じて、男女共同参画意識を醸成するための教育・啓発を推進します。	国及び県の周知及び町のプランにより、広報誌等の配布や「おとこの料理教室」、実施しました。	80%	a	継 続	性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する情報を提供し、意識改革のための啓発等を推進します。	人権政策係			
（2） 男女がともに活躍できる環境づくり	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	■企業、行政における管理職、審議会や区・組・各種団体等における方針決定の場への女性の参画を推進します。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、行政における女性管理職等の推進に努めました。	80%	a	継 続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、引き続き女性の参画を推進していきます。	人権政策係			
		■女性のエンパワーメントの促進を図ります。	国及び県の周知及び町のプランにより、各種団体等へ女性に対する意識改革の促進を図りました。				女性が自身の可能性を十分に発揮し、能力を高め、その努力が適切に評価され、社会のあらゆる分野で活躍できるための支援や環境整備を促進していきます。	人権政策係			
	男女がともに働きやすい環境の整備	■農業、観光商工業等の自営業における労働環境の整備を図ります。	国及び県の周知及び町のプランにより、農業、観光商工業等への啓発に努めました。	80%	a	継 続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、農業、観光商工業等の自営業への啓発等により労働環境を整備していきます。	人権政策係			
		■男女雇用機会均等についての啓発や女性の就業・キャリアアップ支援の充実を図ります。	国及び県の周知及び町のプランにより、就業・キャリアアップの情報提供に努めました。				国及び県の施策方針及び町のプランを基に、就業・キャリアアップの情報提供の充実を図っていきます。	人権政策係			
	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	■仕事と育児・介護等の両立支援の拡充や、各種制度の普及に努めます。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、多様なニーズに対応できる支援体制の整備に努めました。	80%	a	継 続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、育児・介護等の休暇により、仕事との両立が可能な支援等の普及を図ります。	人権政策係			
		■ワークライフバランスを推進するための教育・啓発を行います。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、多様な働き方につながるような情報の提供に努めました。				国及び県の施策方針及び町のプランを基に、働き方改革を推進していきます。	人権政策係			
（3） 健やかで安心できる自立した生活づくり	あらゆる暴力等の予防と根絶	■あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育・啓発を行います。	国及び県の周知及び町のプランにより、広報誌等で正しい知識の啓発に努めました。	80%	a	継 続	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、あらゆる暴力行為やハラスメント防止のための教育等を推進していきます。	人権政策係			
		■被害者救済のために、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、相談・支援の体制の充実に努めました。				国及び県の施策方針及び町のプランを基に、関係機関との連携を強化していきます。	人権政策係			
	生涯を通じた心と体の健康づくり支援	■性や生殖、母性保護に関する教育・啓発を推進します。	国及び県の周知及び町のプランにより、各学校で性教育を実施しました。	80%	a	見直し	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係			
		■各種健（検）診等の受診や啓発事業、生涯活動への参加を通じ、ライフステージに応じた心身の健康づくりを促進します。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、健診や生きがいづくりの場等を提供しました。				国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係			
	誰もが安心して暮らせる環境の整備	■障がい者や高齢者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に直面する女性等が安心して暮らせる環境を整備します。	国及び県の周知及び町のプランにより、庁内の関係課と連携し、医療費助成、経済的支援や就労支援等に努めました。	80%	a	見直し	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係			
■女性の防災・減災活動への参画拡大を促進します。	国及び県の周知及び町のプランにより、女性消防団を整備しました。	国及び県の施策方針及び町のプランを基に、庁内の関係課と連携しながら実施していきます。	人権政策係								